

## 第2節

# 日米同盟の将来に関する 安全保障面での日米協議

平和と安全を確保するためには、安全保障環境の変化に応じ、その手段を適切に発展させていくことが欠かせない。同盟国である米国との日米安保体制を基調とする協力関係についても、その実効性を確保するために、両国政府と国民が不断の努力を行い、同盟関係をその時々々の安全保障環境の変化に応じて発展させていく必要がある。

また、日米両国は、「世界の中の日米同盟」との考えの下、日米安保条約に基づく協力に限らず、政治、経済分野をも含む幅広い分野で、世界の諸課題の解決に世界

の国々と協調しながら協力している。

このような両国の幅広い協力の中で、特に安全保障協力面での協力については、日米間で、過去3年余りにわたる安全保障に関する戦略的な対話の結果として、さる5月の兵力態勢の再編に関する合意を含め、日米同盟を将来に向けて強化する画期的な諸合意がなされた。

このことから、本節では、その基本的考え方、在日米軍の再編などの具体的な内容を説明する。

### 1 背景

日米両国は、冷戦終結以降の次のような背景を踏まえ、近年、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議に取り組んできた。

参照 > 資料41 (P371)

#### 1 冷戦後の日米安全保障体制をめぐる動き

##### (1) 日米安全保障共同宣言とその後の動き

日米安保体制は冷戦期を通じて、自由主義陣営としてのわが国の安全の確保とともに、地域の平和と安全に寄与してきた。冷戦終結後の国際安全保障環境の変化を受けた日米間でのさまざまな対話の結果として、96(平成8)年4月の日米首脳会談(東京)では、21世紀に向けた両国の協力関係の方向性を示した「日米安全保障共同宣言」が発表された。

参照 > 資料34 (P360)

この宣言においては、日米の安全保障上の関係が、地域の安定と繁栄を維持するための基礎であり続けることが再確認され、日米同盟関係の信頼性を高める上で重要な柱となる具体的な分野での協力が示された。

これを踏まえ、日米両国は97(同9)年9月に新たな「日米防衛協力のための指針」(「指針」)を策定したのをはじめ、各種の施策を講じた。これらにより、日米間の防衛協力はより一層効果的なものとなり、日米安保体制の信頼性が一層向上した。

##### (2) 世界の中の日米同盟

03(同15)年5月の日米首脳会談において、日米両国は、グローバルな課題への取り組みについて国際社会と協力しつつ連携を強化することなど「世界の中の日米同盟」を強化していくことで意見が一致した。具体的には、テロとの闘い、イラク人道復興支援、インド洋における地震・津波災害への支援など国際的な活動における日米協力が進展している。

このほか、安全保障・防衛面での日米協力として、弾道ミサイル防衛(BMD)においても、日米共同技術研究などの協力が進展している。

#### 2 国際安全保障環境の変化

近年の国際社会においては、9.11テロに代表される国際テロや大量破壊兵器およびその運搬手段である弾道ミサイルの拡散などの新たな脅威の台頭やグローバル化などの変化が見られる。また、アジア太平洋地域において不透明性や不確実性を生み出す課題が引き続き存在しており、地域における軍事力の近代化に注意を払う必要がある。

一方、情報通信技術や機動力の向上など、軍事技術面における飛躍的向上や各種技術の統合化の進展などが見

られ、これらの成果を防衛・安全保障政策に反映していく必要がある。

### 3 日米両国の政策の変化

#### (1) わが国における防衛大綱策定

9.11テロ後の国際安全保障環境の変化に対応するため、わが国においては、防衛力の在り方の検討が行われ、その結果、04（平成16）年12月、防衛大綱が策定され、今後のわが国の安全保障と防衛力の在り方が決定した。

防衛大綱においては、日米安全保障体制は、わが国の安全やアジア太平洋地域の平和と安定を維持するために不可欠であるのみならず、それを基調とする日米両国の協力関係は、新たな脅威や多様な事態への対応のための国際的取組を効果的に進める上で重要であるとの認識が示された。また、同盟国たる米国との協力が、安全保障の目的達成のための3つのアプローチの1つとしてあげられている。

#### (2) 米軍の変革と態勢見直し

一方、米国は、新たな安全保障環境に対応するため、軍の変革（トランスフォーメーション）を進め、特に9.11テロによる国際情勢認識の劇的な変化を受けて、軍の変革の動きと戦略の見直しを進展させてきた。また、

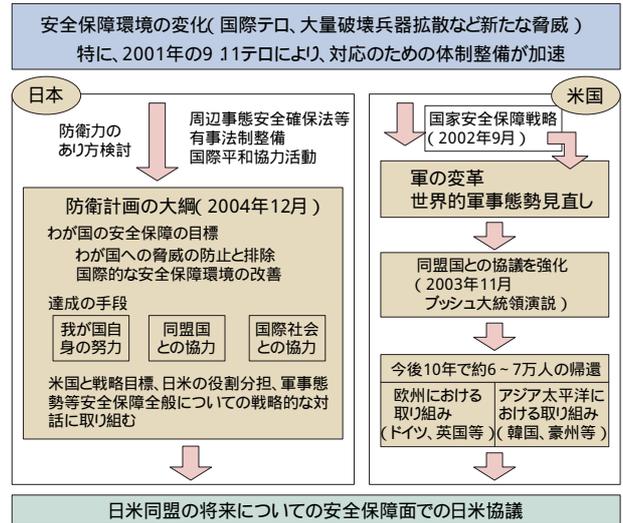
その一環として、同盟国などとの緊密な連携の下、世界規模での軍事態勢見直しを進めてきた。

この態勢見直しは、不測の事態に対処し得る、より柔軟性の高い軍の態勢の確立や、いつ、どこで顕在化するかわからない今日の敵に対処することなどを目的としている。

（図表4-2-1参照）

参照 > 1章2節1（P23）

図表4-2-1 日米協議の背景



## 2 日米協議の基本的考え方

日米両国は、各々の防衛・安全保障政策の見直しに際して、日米間で緊密な意見交換を行っていくことが重要であるとの認識の下、02（平成14）年12月の日米安全保障協議委員会<sup>1</sup>（「2+2」会合）で、日米間の安全保障に関する協議を強化することを確認し、その後、事務レベルの協議を行ってきた。

### 1 検討の観点

米軍再編のための日米協議は、わが国の平和と安全にとって不可欠の要素である日米同盟の能力を、時代の変化に合わせていかに実効的なもの向上させていくかと



日米安全保障協議委員会（本年5月）後の会見における日米両閣僚

1) 日米の安全保障に関する政策協議の場の1つ。日本は、外務大臣と防衛庁長官が、米国は、国務、国防の両長官が出席する。本章3節（P207）の図表参照

いう観点から、両国間の安全保障に関する戦略的な対話の一環として行われてきた。わが国は、防衛大綱に示された考えに基づき、抑止力の維持と地元負担の軽減を基本的な方針とし、わが国の安全保障の問題として、主体的にこの協議に取り組んできた。

## 2 抑止力の維持と地元負担の軽減

すなわち、わが国は、新たな脅威や伝統的な課題に対処し得る態勢を構築して、日本およびアジア太平洋地域の安全と安定を確保するための抑止力を維持するとともに、このために不可欠な在日米軍の施設・区域が、国民の理解と支持の下に安定的に使用されるよう、地元の過重な負担の軽減を図っていくべきであるという方針の下で協議に臨んできた。

抑止力の維持と地元負担の軽減は、日米間においても04(同16)年9月の日米首脳会談や05(同17)年2月の「2+2」会合において、米軍再編協議に関する基本的な考え方として確認された。これは、変化する安全保障環境の中、日米同盟が常に強固であり続けるためには、日本の防衛とアジア太平洋地域の平和と安全に対する米国のコミットメントの信頼性と実効性を向上させるとともに、確固たる両国国民の幅広い支持が必要との認識に基づいている。

日米両国は、以下に述べるようなプロセスを踏み、困難な課題とともに挑戦するとの強い意欲を持って、知恵を絞り努力してきたところである。このような再編協議の成果を着実に実施することにより、日米同盟の信頼性は、大きく向上すると考える。

## 3 日米協議の3つの段階

今回の日米協議は、安全保障環境の大きな変化を受けて、日米同盟の方向性について、日米両国の共通戦略目標の確認にはじまり、包括的かつ段階的に整理を行い取り進められた。

### (1) 共通戦略目標(第1段階)

第1段階として、地域および世界において、日米が防衛・安全保障面でその達成に向けて協力すべき戦略目標

を特定した。

### (2) 日米の役割・任務・能力(第2段階)

第2段階では、第1段階において特定された戦略目標を達成するため、日米、特に自衛隊および米軍の役割・任務・能力について、日米の安全保障・防衛政策の近年の発展、成果を踏まえ、検討を行った。

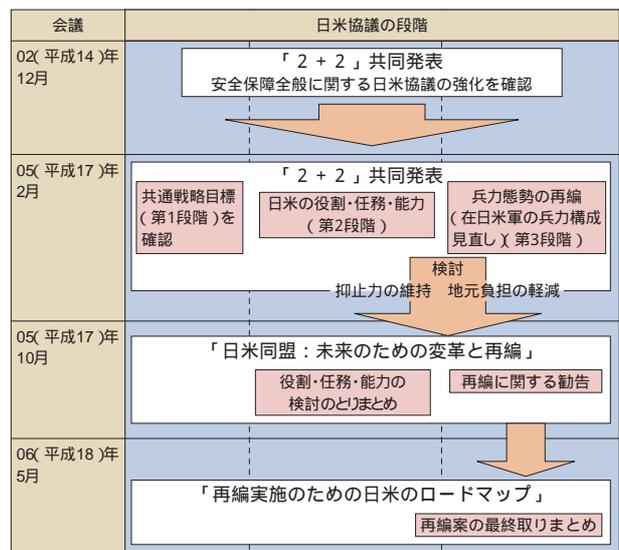
この検討は、兵力態勢の再編を行う前提として、自衛隊および米軍が十分な調整を行いながら、どのように協力すべきかについて明らかにするものであった。

### (3) 兵力態勢の再編(在日米軍の兵力構成見直し)(第3段階)

第3段階として、第2段階における役割・任務・能力に関する検討を踏まえ、それらを具体化するために必要な在日米軍および関連する自衛隊の態勢について、検討を行った。

第1段階の共通戦略目標は、05(同17)年2月の「2+2」会合の共同発表において確認された。また、同会合においては、第2段階の日米の役割・任務・能力とともに、第3段階の兵力態勢の再編について集中的に協議を行うこととされた。

図表4-2-2 日米協議の全体像



その協議の成果として、同年10月の「2+2」会合において、「日米同盟：未来のための変革と再編」と題する共同文書（「共同文書」）が取りまとめられた。この「共同文書」において、日米の役割・任務・能力の具体的な方向性ととともに、在日米軍および関連する自衛隊の部隊の態勢の再編についての具体的な方向性が示された。

参照 > 資料36 (P363)

本年5月1日の「2+2」会合においては、それまでの一連の日米協議の成果として、「再編実施のための日米のロードマップ」という形で、兵力態勢の再編の最終

的な取りまとめがなされ、具体的施策を実施するための詳細が示された。

参照 > 資料38 (P368)

このように、今回の日米協議は、段階的な作業の節目毎に「2+2」における日米共同の文書の発表という形で透明性を確保しつつ、その内容を内外に明らかにして進められた。以下、このように進展してきた日米協議の内容について説明する。

(図表4-2-2参照)

### 3 共通戦略目標 (第1段階)

05 (平成17) 年2月の「2+2」会合の共同発表において特定された、日米両国が追求すべき共通戦略目標の概要は次のとおりである。

地域：日本の安全の確保 / 地域の平和と安定の強化、朝鮮半島の平和的統一、北朝鮮に関連する諸問題の平和的解決、中国の責任ある建設的役割を歓迎し協力関係を発展、台湾海峡を巡る問題の平和的解決、中

国の軍事分野での透明性向上、ロシアの建設的関与、平和で安定し活力のある東南アジアの支援など

世界：国際社会での民主主義などの基本的価値推進、国際平和協力活動などにおける協力、大量破壊兵器およびその運搬手段の削減・不拡散、テロ防止・根絶、国連安保理の実効性向上など

### 4 日米の役割・任務・能力 (第2段階)

#### 1 概要

第2段階の日米の役割・任務・能力の検討は、第1段階において特定された共通戦略目標を達成するため、日米、特に自衛隊と米軍が、十分な調整を行いながら多様な課題に実効的に対処する上で、どのように協力していくかを明らかにするものである。05 (同17) 年10月の「共同文書」において取りまとめられた項目は、次のとおりである。

新たな脅威や多様な事態への対応を含む日本の防衛および周辺事態への対応、国際的な安全保障環境改善のための取り組みを重点分野とした上での、それぞれについての対応にあたっての基本的考え方。

新たな安全保障環境において、多岐にわたる日米の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例。

多様な課題に対処するため、日米間の協力の態勢を強化するために不可欠な措置。これらの措置の中には、自衛隊と米軍との協力に関わるもののみならず、政府全体として取り組むべきものも含まれている。

日米の安全保障・防衛協力の強化・拡大

これらの内容は、後述するとおりであり、その実現により、在日米軍などの兵力態勢の再編とあわせ、日米同盟が、多様な課題に実効的に対処するための能力が構築されることとなる。

#### 2 重点分野

今日の安全保障環境における多様な課題に対応するための日米、特に自衛隊と米軍の役割・任務・能力については、以下の2つの分野に重点を置いた。

**(1) 新たな脅威や多様な事態への対応を含む日本の防衛および周辺事態への対応**

日本の防衛は、日米安保体制の中心的目的である。また、周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えるものであり、放置すれば、わが国に対する武力攻撃に至るおそれもあると考えられる。このようなことから、これらを引き続き検討の重点分野とした。この際、新たな脅威や多様な事態への対応が日米両国にとっての差し迫った課題となっていることにかんがみ、これらへの対応を含め検討を行うこととなった。

**(2) 国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障環境の改善のための取組**

新たな脅威は、世界中の国々の安全に影響を及ぼし得るものになっており、一国の平和と安全は、国際社会の平和と安定と密接に結びついている。国際的な安全保障環境の改善への取り組みは、一国の平和と安全の確保のためにも必要不可欠となっており、重点分野とした。

**3 役割・任務・能力についての基本的考え方**

「共同文書」で示された、重点分野に関連する基本的考え方は、以下のとおりであり、これら重点分野への対応の重要性の高まりを踏まえ、日米は、それぞれの防衛力を向上し、技術革新の成果を最大限に活用することとされた。

**(1) 新たな脅威や多様な事態への対応を含む日本の防衛および周辺事態への対応**

ア 日米防衛協力は、日本の安全と地域の平和と安定にとって引き続き死活的に重要である。

イ 日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自国防衛を行い、また、周辺事態に対応する。日本の防衛態勢は、防衛大綱に従って強化される。

ウ 米国は、日本の防衛や周辺事態の抑止、対応のため、前方展開兵力を維持し、必要に応じて兵力を増強する。米

国は、日本防衛のために必要なあらゆる支援を提供する。  
エ 周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合、または、両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るよう、日本の防衛および周辺事態への対応に際しての日米の活動の整合を確保する。

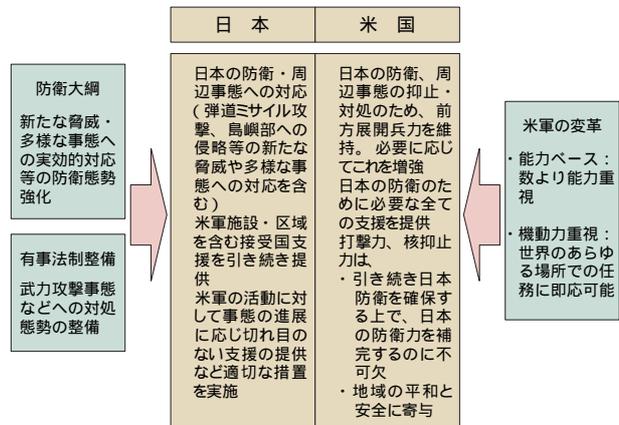
オ 日本は、施設・区域の提供を含め、在日米軍を引き続き支援する。また、日本は、米軍の活動に対して有事法制に基づくものを含め、事態の進展に応じて切れ目のない支援のための措置を実施する。日米両国は、在日米軍のプレゼンスおよび活動に対する安定的な支持を確保するために地元と協力する。

カ 米国の打撃力および核抑止力は、日本の防衛を確保する上で、引き続き日本の防衛力を補完する不可欠のものであり、地域の平和と安全に寄与するものである。

(図表4-2-3参照)

**図表4-2-3 日本の防衛・周辺事態への対応における日米協力**

この分野での二国間協力は日本の安全と地域の平和と安定にとって引き続き死活的に重要



日本の防衛と周辺事態における日本と米国の運用は、その適切な対応が確保されるよう整合を図らなければならない。

**(2) 国際的な安全保障環境の改善**

ア 共通の戦略目標達成のため、国際的な安全保障環境の改善に向けた日米協力は、同盟の重要な要素である。日米は、それぞれの能力に基づいて適切な貢献を行うとともに、実効的な態勢を確立するための措置を実施する。

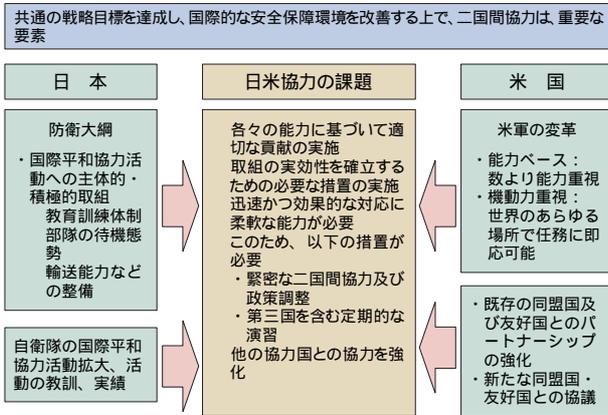
イ 緊密な日米間の協力および政策調整は、迅速かつ実効的な対応に必要な柔軟な能力の向上に資する。定期的

な演習（第三国との間で行われるものを含む）は、この能力を向上し得る。

ウ 自衛隊および米軍は、国際的な活動における他国との協力を強化する。

（図表4-2-4参照）

図表4-2-4 国際的な安全保障環境の改善のための取組における日米協力



#### 4 日米間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

「共同文書」では、あらゆる側面での日米協力の強化について再確認した。現在の安全保障環境において、さらなる向上のための鍵となるいくつかの個別分野として、具体例をあげている。

（図表4-2-5参照）

これらは、可能な協力分野を包括的に列挙したものではなく、明記されていないほかの分野も引き続き重要である。

#### 5 日米の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

新たな安全保障環境において多様な課題に対処するためには、日米間の安全保障・防衛協力の態勢を強化することが重要であり、このために平時から所要の措置を講じていく必要がある。また、上記にあげられた分野における協力にあたっては、自衛隊と米軍のみならず、日米両国の政府全体として包括的・総合的に取り組む必要が

ある。「共同文書」において、不可欠な措置の例としてあげている項目は以下のとおりであり、ここでは、それぞれについて説明する。

（図表4-2-6参照）

#### (1) 政府全体として取り組むべき措置

##### ア 緊密かつ継続的な政策および運用面の調整

現在、日米間では、政策面では、閣僚レベルの日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）、日米防衛首脳会談、防衛協力小委員会など、さまざまなレベルの関係者間で緊密な調整を行っており、運用面においても、「指針」に基づく包括的メカニズムと調整メカニズムといった枠組みがある。

部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策および運用面の調整を行うことは、多様な安全保障上の課題に対応する上で不可欠である。

また、自衛隊と米軍の運用面での調整にあたっては、双方の指揮官が常に情勢認識を共有することが有意義である。そのために日米共通の作戦状況表示を有することは、そのような共通の情勢認識の確立に資すると考えられ、可能な場合に追求する。

また、防衛当局とほかの関係当局との間のより緊密な協力もますます必要となっている。このため、「指針」の下での包括的メカニズムと調整メカニズムについても、両者の機能を整理することを通じて、これらメカニズムの実効性を向上させる。

##### イ 計画検討作業の進展

「指針」の下、わが国に対する武力攻撃事態における共同作戦計画および周辺事態における相互協力計画についての検討が行われている。この検討は、安全保障環境の変化を十分に踏まえた上で継続する必要がある。

その際、わが国の有事法制により、空港、港湾などの公共施設の利用などについての枠組みが新たに整備されたことを踏まえる。また、検討作業を拡大してより具体性を持たせ、関連政府機関や地方当局との緊密な調整、日米間の枠組みや計画手法の向上などを行う。

図表4-2-5 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

	分野の例	想定される活動(特に自衛隊と米軍)
1	防空	・司令部間の連携向上などによる緊密な情報共有
2	弾道ミサイル防衛	
3	拡散に対する安全保障構想(PSI)を含む拡散阻止活動	・PSIの下の拡散阻止活動における、航空機などの広域監視能力を活用した警戒監視活動、容疑船への乗船、立入検査の実施といった活動など ・拡散阻止活動に資する情報共有、情報交換など
4	テロ対策	・情報協力 ・OEFとこれに対する支援
5	海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動その他の活動	・平素、周辺事態、武力攻撃事態における機雷掃海 ・海上交通の安全を維持するための海上阻止活動として、立入検査などの措置
6	捜索・救難活動	・航空機、艦艇などを活用した捜索・救難活動 ・米国は、自衛隊が行う活動に必要な情報提供や、ACSAなどに基づく物品・役務提供
7	無人機(UAV: Unmanned Aerial Vehicles)や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた、情報・監視・偵察(ISR: Intelligence, Surveillance and Reconnaissance)活動(注1)	・それぞれ情報・監視・偵察活動により得た情報を相互に提供 ・自衛隊の円滑な国際平和協力活動の実施に向けた、活動地域における米国からの情報協力
8	人道救援活動	・国際平和協力活動における米軍からの情報、物品・役務の提供や米軍による治安維持活動など
9	復興支援活動	
10	平和維持活動および平和維持のための他国の取組の能力構築	
11	在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護	・治安機関と連携した在日米軍施設・区域を含む重要施設の警備
12	大量破壊兵器(WMD: Weapons of Mass Destruction)の廃棄および除染を含む、大量破壊兵器による攻撃への対応	・被害状況などに関する情報収集、除染活動、傷病者などの搬送、医療活動などについて関係機関に対する支援
13	補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には相互の空中、海上における給油が含まれる。輸送協力には航空輸送および高速輸送艦(HSV: High Speed Vessel)(注2)の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、共に実施することが含まれる。	・日本防衛および周辺事態への対応、国際平和協力活動における、主として補給、整備、輸送などの分野における、物品・役務の相互提供
14	非戦闘員退避活動(NEO: Noncombatant Evacuation Operations)のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動	・航空機や艦船による自国民などの輸送
15	港湾・空港、道路、水域・空域および周波数帯の使用	日本の港湾・空港、道路、水域・空域および周波数帯について、自衛隊や米軍などのニーズを考慮した、関連法令などに基づく利用

- (注) 1 無人機(UAV)、特に滞空型無人機や哨戒機の広域監視能力は、わが国周辺地域などにおける情報収集活動にとつて極めて有益であることから特に明記(2章2節参照)
- 2 高速輸送艦(HSV)は、米軍において、現在陸軍、海兵隊、海軍が試験運用しており、高速海上輸送能力として、人員、装備などの輸送に活用している。一例として、沖縄の第3海兵機動展開部隊がリースした「ウエストバック・エクスプレス」は、速力35ノット(最大速力40ノット)で約1,100kmの航続距離と人員約1,000名、貨物約550トンの輸送能力を有する。

図表4-2-6 二国間の安全保障及び防衛態勢を強化するための不可欠な措置

(1) 緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整	「日米防衛協力のための指針」の下の各種メカニズムの実効性向上
(2) 計画検討作業の進展	有事法制を反映(自衛隊と米軍による空港、港湾の利用)、関係省庁と地方公共団体との調整、空港・港湾の詳細な調査
(3) 情報共有及び情報協力の向上	共有秘密情報を関係省庁との間で保護するための追加的措置
(4) 自衛隊と米軍の相互運用性の向上	特に司令部レベルにおける相互運用性の向上
(5) 日本及び米国における訓練機会の拡大	自衛隊部隊のグアム、アラスカ等での訓練拡大
(6) 自衛隊及び米軍による施設の共同使用	(兵力態勢の再編において具体的に記述)
(7) 弾道ミサイル防衛(BMD)	不断の情報収集、情報共有、即応性と相互運用性維持 米軍は適切な場合、日本及びその周辺に補完的な能力を展開

赤字は政府全体として取り組むべき措置。黒字は自衛隊と米軍との間で取り組むべき措置。

#### ウ 情報共有および情報協力の向上

日米協力における連携向上のためには共通の情勢認識が重要であり、国家戦略レベルから部隊戦術レベルに至るまで情報共有および情報協力をあらゆる範囲で向上させる。そのため、関連当局の間でより幅広い情報共有が促進されるよう、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

多国間の訓練および演習への自衛隊や米軍の参加は、国際的な安全保障環境の改善に資するものと考えられる。

#### ウ 自衛隊および米軍による施設の共同使用

自衛隊と米軍による施設の共同使用は、より緊密な連携や相互運用性の向上に資するものと考えられ、兵力態勢の再編において、具体的な考え方が示されている。

### (2) 自衛隊と米軍との間で取り組むべき措置

#### ア 相互運用性<sup>1)</sup>の向上

多様な事態における円滑な協力のため、自衛隊の新たな統合運用体制への移行も踏まえ、特に自衛隊と米軍の司令部間の接続性を向上させる。

#### エ 弾道ミサイル防衛(BMD)

弾道ミサイル攻撃の対処、抑止や弾道ミサイルの開発・拡散を断念させるにあたって、BMDは極めて重要な役割を果たす。そのため、日米間でそれぞれのBMD能力の向上を緊密に連携させることは有意義である。BMDにおいては、対処可能時間が極めて短いことから、不断の情報収集・共有、高い即応性・相互運用性の維持が極めて重要である。

#### イ 日本および米国における訓練機会の拡大

相互運用性、能力、即応性の向上や訓練の地元に対する影響の分散などのため、共同訓練および演習の機会を拡大する。そのため、日本の自衛隊、米軍それぞれの訓練施設・区域の相互使用や自衛隊のグアム、アラスカ、ハワイおよび米本土における訓練を増大する。さらに、

米国は、適切な場合に、日本およびその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、日本のミサイル防衛を支援するためにその運用につき調整する。

1) 英語でいうインターオペラビリティとも呼ばれる。戦術、装備、後方支援、各種作業の実施要領などに関し、共通性、両用性を持つこと。コラム(P183)参照

## 6 日米の安全保障・防衛協力の強化・拡大

日米の防衛協力における基本的な考え方は「指針」に示されており、「指針」の下で日米協力のための施策が進められてきた。一方、現在の安全保障環境にかんがみると、国際平和協力活動やBMDなど、「指針」において具体的に取り扱われていない分野における協力も重要である。今後、「指針」の下での日米協力および、適切な場合には、現在「指針」で取り上げられていない追加的な分野における日米協力の実効性を強化し、改善する。

なお、本年5月の「2+2」会合においても、日米の役割・任務・能力について、計画検討作業、情報共有・協力、国際平和協力などの分野での二国間の安全保障、防衛協力の実効性を強化し、改善することの必要性などが強調された。また、変化する地域および世界の安全保障関係において確固たる同盟関係を確保するとともに、さまざまな課題に対応すべく同盟の能力を向上するために、安全保障・防衛協力のあり方を検討する重要性が強調された。

参照 > 本章3節 (P208)

## COLUMN

VOICE

解説

Q&amp;A

### 相互運用性とは何ですか？

相互運用性（インターオペラビリティ）とは、戦術、装備、後方支援、各種作業の実施要領、情報、通信などに関し、共通性、両用性を持つことです。ある部隊と他の部隊が協力して行動する場合、例えば、小銃の弾の口径が一致していれば、弾を相互にやり取りすることはできますが、このような装備品、輸送や整備などに関する基準や手続の共通性がなければ、相互に必要な物資、役務のやりとりもできません。また、異なる周波数を用いては無線通信ができないように、情報、通信の方式などが異なる場合には、十分な意思疎通すら行うことはできず、相互に円滑に支援を行うことはできません。迅速で効率的な協力をを行うために、これらの分野において共通性を高め、双方が利用できるようにすることは重要です。

このため、作戦、後方支援、装備などの分野において日米間の相互運用性の向上を図ることは、わが国有事の際、日米安保条約に基づき共同対処行動をとることとなる日米両国にとって極めて重要な問題であり、重視してきました。

国際的な活動において日米が協力する機会が増える一方、自衛隊の統合運用体制への移行や米軍の「変革」など日米双方で防衛政策の見直しが進んでいます。これらを踏まえ、日米、特に自衛隊と米軍との役割・任務・能力の検討においても、協力の態勢を強化するための不可欠な措置の1つとして、相互運用性の向上をあげ、その維持・強化のための定期的な協議を維持するとしています。

## 5 在日米軍などの兵力態勢の再編（第3段階）

### 1 概要

#### (1) 抑止力の維持と地元負担の軽減の観点からの検討

在日米軍の兵力態勢再編は、同盟関係にとって極めて重要な在日米軍のプレゼンスを確保し、日米安保体制を基盤とする日米同盟を新たな安全保障環境に適応させ、わが国の平和とアジア太平洋地域における平和と安定を確固たるものにするためのものである。

この再編に関する検討は、抑止力の維持と地元負担の軽減を基本的な考え方とし、第1段階の共通戦略目標の実現に必要な、第2段階の役割・任務・能力の検討を踏まえ進められた。

05（同17）年10月の「共同文書」においても示されているように、検討にあたっては、役割・任務・能力の検討などに基づき、日米間の司令部間の連携、施設・区域の共同使用、在日米軍施設・区域の収容能力の活用、人口密集地域における特別の配慮、在日米軍施設・区域の軍民共同使用などを「指針となる考え方」として設定した。（図表4-2-7参照）

図表4-2-7 指針となる考え方（概要）

アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスは、地域の平和と安全にとって不可欠。米軍、自衛隊の態勢は、地域および世界における安全保障環境の変化、同盟における役割・任務の変化にあわせて見直し

再編と役割・任務・能力の見直しを通じ、日本の防衛と地域の平和と安全に対する米国のコミットメントの信頼性を高めるべく、能力を強化  
日米の司令部間の連携や相互運用性の向上は柔軟、即応性のある指揮・統制のために極めて重要。在日米軍司令部は、日米間の連携を強化する上で引き続き重要

兵力の即応性、能力、相互運用性を確保する上で、定期的な訓練・演習は不可欠。運用上の所要を満たした上で、訓練を分散することにより、訓練機会の多様化とともに、地元における負担を軽減する効果も期待

自衛隊、米軍の施設・区域の共同使用は、日米協力の実効性、効率性を向上させる上で有意義

米軍施設・区域にとって、緊急時にも所要の兵力を十分受け入れることができる規模を確保することは重要であり、そのような収容能力は災害救援などの緊急時において地元のために活用し得るもの

米軍施設・区域が人口密集地域に集中している地域における再編の可能性について特に留意

米軍施設・区域の軍民共同使用について、軍事上の所要と両立することを前提に、適切な場合に検討

また、同文書においては、これまでの検討の成果として、在日米軍とこれに関連する自衛隊の部隊の態勢の再編についての具体的な方向性を示した<sup>1</sup>。さらに、この文書において、日米それぞれの国内と日米間で調整を行い、事務当局に対し、「これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示がなされた。

#### (2) 最終取りまとめ（06（平成18）年5月）まで

昨年10月の「共同文書」の発表後、わが国においては、同年11月に、具体的措置の的確かつ迅速な実施を確保するための方策に関し、総合的観点から必要な措置を講ずることを検討するとの閣議決定を行った。また、米軍基地再編関係閣僚による会合を開き、政府全体として取り組んできた。基地の所在する地元に対しては、その内容について理解と協力を求めるべく、防衛庁長官が自ら訪問するなど、誠心誠意説明を行った。

日米間では、実務レベルの協議のほか、本年1月と4月に2度にわたり、日米防衛首脳会談が行われるなど、頻繁に協議が行われた。



再編についての説明のため稲嶺沖繩県知事と面会する額賀防衛庁長官

<sup>1</sup> 共同文書において取り扱われなかった米軍施設・区域および兵力構成における将来の変更は、日米安保条約および関連取極の下での現在の慣行に従って取り扱われることとされた。

### (3) 再編案の最終取りまとめ

本年5月1日の「2+2」会合において、「再編実施のための日米のロードマップ」(「ロードマップ」)という形で、兵力態勢の再編の最終的な取りまとめがなされ、具体的施策を実施するための詳細が示された。

参照 > 資料38 (P368)

(図表4-2-8・9参照)

#### 【抑止力の維持に関連するもの】

このうち、抑止力の維持に関するものとしては、たとえば、

- ・在日米陸軍司令部の改編
- ・米軍の横田飛行場やキャンプ座間における自衛隊と在日米軍の司令部の併置による日米の司令部間の連携向上
- ・米軍嘉手納飛行場などから各地の航空自衛隊(空自)基地への航空機の訓練の移転による日米間の相互運用性の向上
- ・沖縄のキャンプ・ハンセンや嘉手納飛行場における施設・区域の日米共同使用
- ・空自車力分屯基地へのBMD用移動式レーダーの展開などがある。これらにより、同盟の能力は着実に向上し、さまざまな課題に対して自衛隊と米軍が連携して対応していく基盤が確保できるものとする。

#### 【地元負担の軽減に関連するもの】

- また、地元負担の軽減の観点からは、
- ・普天間飛行場の移設・返還
  - ・在沖米海兵隊要員とその家族のグアムへの移転
  - ・嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域の相当規模の土地の返還
- などの一連の沖縄に関する再編、また、
- ・人口密集地への配慮としての厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐
  - ・キャンプ座間、米軍相模総合補給廠の一部返還など
  - ・横田空域の一部返還をはじめとする空域や航空管制に関する措置
- などがあげられる。

さらに、嘉手納飛行場などからの航空機の訓練の移転は、訓練活動による地元への影響の軽減にも資するものである。

これらの諸施策を実施することによって、わが国全体として負担の軽減が図られるものと考えられる。

なお、在沖米海兵隊約8,000人のグアムへの移転については、一定の初動対処能力が沖縄に維持されること、航空輸送や高速輸送艦の能力などによる機動力の向上などが見込まれることなどから、在日米軍が有している抑止力は維持されると考えている。

#### 【再編案の実施に要する費用】

これらの実施のための施設整備に要する建設費そのほかの費用は、日米地位協定<sup>2</sup>第24条の規定を踏まえ、「ロードマップ」において明示されない限り日本国政府が負担し、米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担するとされている。在日米軍の再編は、沖縄をはじめとする地元の負担軽減と抑止力の維持に資する重要な課題であり、わが国が負担すべき経費の内容を精査した上で、適切に予算上の措置を講じることとしている。

参照 > 資料80 (P402)

これら再編の具体策の内容は以下のとおりである。

## 2 沖縄における再編

沖縄には、現在、多くの米軍基地が所在しており、わが国における、在日米軍施設・区域(専用施設)のうち、面積にして約75%が集中している状況にある。

特に、沖縄における米海兵隊(在沖米海兵隊)は、その高い機動性、即応能力により、わが国の防衛をはじめ、04(同16)年12月のインド洋における津波、本年2月のフィリピンにおける地滑り被害や本年5月のインドネシアのジャワ島における地震への対応など地域の平和と安全の確保を含めた多様な役割を果たしている。

米国は、世界的な軍事態勢見直しの一環として、太平洋においても兵力構成を強化するための見直しを行っている。今後の安全保障環境において、事態の性質や場所

2) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」

図表4-2-8 在日米軍などの兵力態勢の再編

1 関東における再編

【横田関連】

横田飛行場における共同統合運用調整所の設置  
横田飛行場の軍民共用化（日米間で具体的な条件や態様について検討）

【空自航空総隊司令部等の移転】

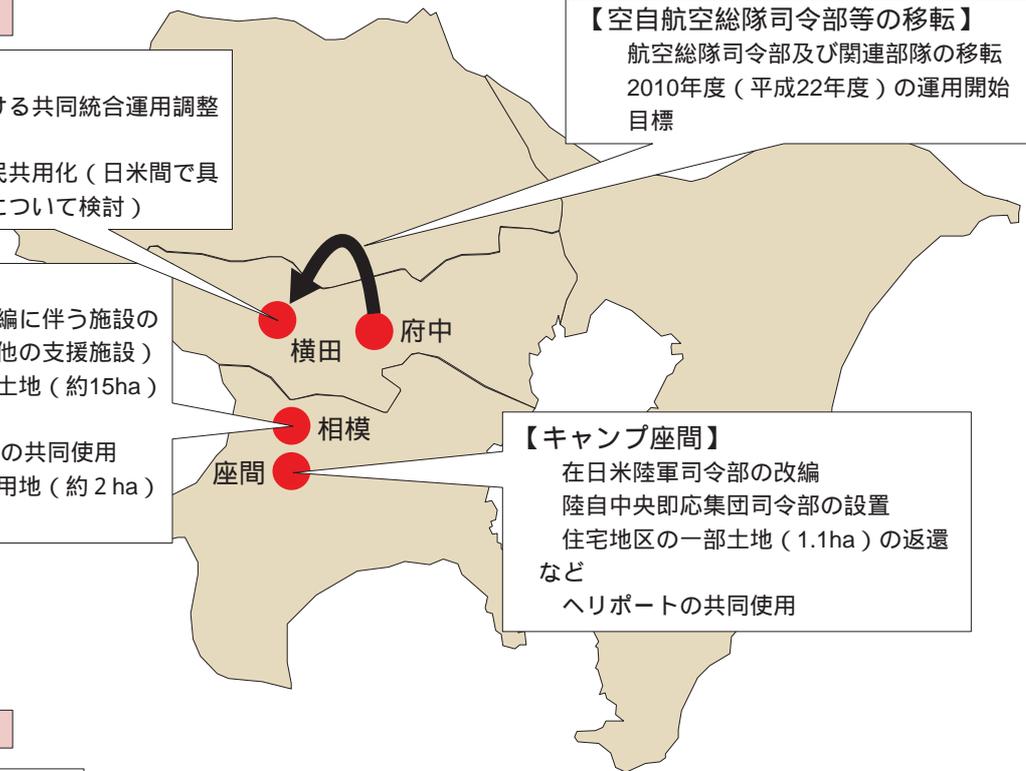
航空総隊司令部及び関連部隊の移転  
2010年度（平成22年度）の運用開始目標

【相模総合補給廠】

在日米陸軍司令部の改編に伴う施設の設置（訓練センターその他の支援施設）  
JR相模原駅前の一部土地（約15ha）の返還  
西側野積場（約35ha）の共同使用  
地下鉄道線路及び道路用地（約2ha）の返還

【キャンプ座間】

在日米陸軍司令部の改編  
陸自中央即応集団司令部の設置  
住宅地区の一部土地（1.1ha）の返還など  
ヘリポートの共同使用



2 沖縄における再編

【共同使用】

陸上自衛隊の訓練のため、キャンプ・ハンセンを使用。施設整備を要しない本共同使用は、平成18年から可能  
航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために、嘉手納基地を使用

【土地の返還】

沖縄に残る施設・区域の統合による、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還  
返還時期及び機能移転先等の詳細な計画を、2007年3月までに作成

普天間飛行場（全面返還 約481ha）  
（1）ヘリ基地機能 大浦湾からキャンプ・シュワブ南沿岸部の地域に代替施設を建設  
（2）空中給油機の基地機能 岩国に移駐（ローテーションで鹿屋基地やグアムに展開）  
（3）緊急時の基地機能 築城・新田原飛行場等

陸軍貯油施設（第1桑江タンクファーム地区）  
（全面返還 約16ha）

牧港補給地区（キンザー）  
（全面返還 約274ha）

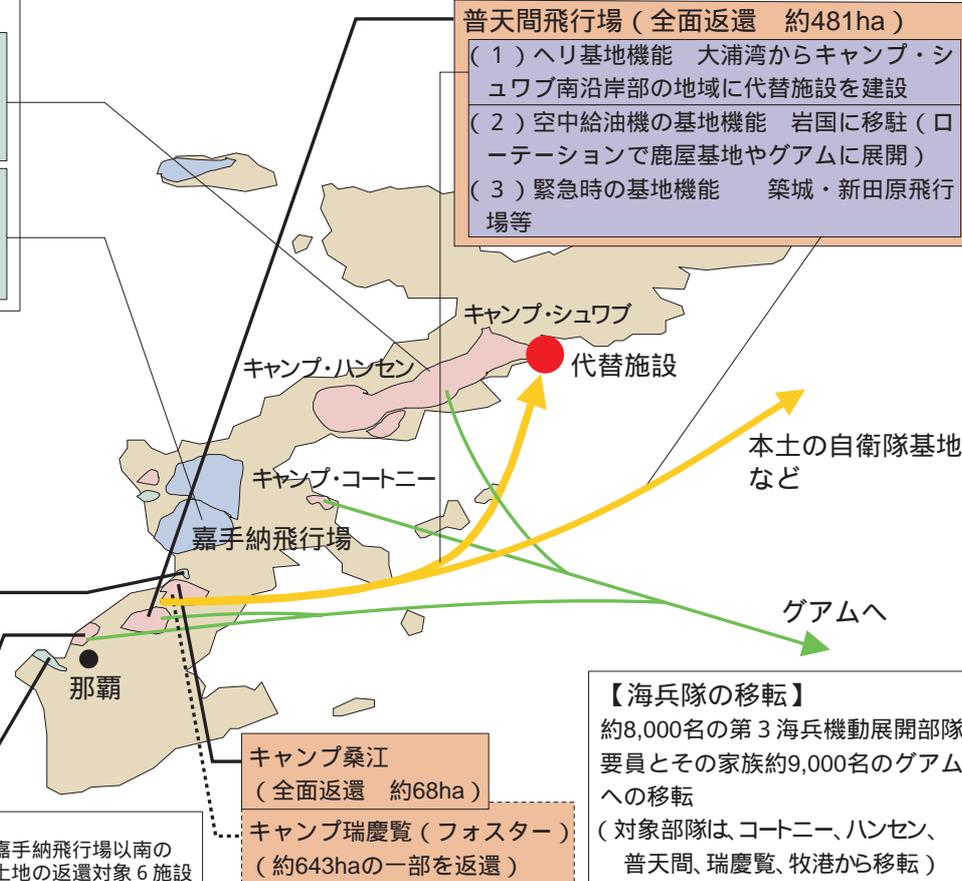
那覇港湾施設  
（全面返還 約56ha）

【凡例】  
嘉手納飛行場以南の土地の返還対象6施設

キャンプ桑江  
（全面返還 約68ha）

キャンプ瑞慶覧（フォスター）  
（約643haの一部を返還）

【海兵隊の移転】  
約8,000名の第3海兵機動展開部隊要員とその家族約9,000名のグアムへの移転  
（対象部隊は、コートニー、ハンセン、普天間、瑞慶覧、牧港から移転）



### 3 航空機の移駐など



(注) 将来の民間空港の施設の一部が岩国飛行場内におかれる。



図表4 - 2 - 9 再編に関する主なスケジュール

時 期	再編についての実施計画
2006(平成18)年5月	「再編実施のための日米のロードマップ」発表
2006(平成18)年夏	空自車力分屯基地への米軍Xバンド・レーダー・システムの展開につき、所要の措置や施設改修
2006(平成18)年10月	横田空域の返還空域の特定
2006(平成18)年	施設整備を必要としないキャンプ・ハンセンの共同使用
2007(平成19)年3月	沖縄の施設・区域の統合のための計画作成
2008米会計年度(2007.10-08.9)	在日米陸軍司令部(キャンプ座間)改編
2008(平成20)年9月までに	横田空域の一部について管制業務の返還
2009(平成21)年7月 (またはその後の早い時期)	空母艦載機着陸訓練の恒常的な施設を選定
2009(平成21)年度(2009.4-)	横田空域の全面返還の条件を含む包括的検討の完了
2010(平成22)年度(2010.4-)	空自航空総隊司令部・関連部隊、横田移転
2012(平成24)年度(2012.4-)	陸自中央即応集団司令部、キャンプ座間へ移転
2014(平成26)年	普天間代替施設完成 在沖海兵隊の一部(第3海兵機動展開部隊要員・家族)グアム移転 米空母艦載機の厚木から岩国への移駐
(横田飛行場のあり得べき軍民共用化に関する検討につき、開始から12ヶ月以内に終了)	

太字は実際の措置の実施

にに応じて、より柔軟かつ適切な対応を可能とするため、この地域における海兵隊の緊急事態への対応能力の強化や、これらの能力の適切な形で分配を行う。この変化により、地域の諸国との安全保障協力の拡大が可能となり、安全保障環境が改善される。

この海兵隊の再編との関連で、沖縄の負担を大幅に軽減することにもなる相互に関連する総合的な措置が、次のとおり特定されている。

### (1) 普天間飛行場代替施設

米海兵隊普天間飛行場は、在沖米海兵隊の航空能力に関し、

ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能  
空中給油機を運用する機能  
緊急時に航空機を受け入れる基地機能

といった機能を果たしている。

一方で、同飛行場は市街地の中心にあって、地域の安全、騒音、交通などの問題から、地元住民より早期の返還が強く要望されてきた。このため、普天間飛行場の持つ機能について、それぞれ以下の措置を講じ、同飛行場を返還する。

ア 普天間飛行場代替施設(ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能)

#### 【SACO最終報告に基づく計画に関する状況】

普天間飛行場については、政府としても一日も早い普天間飛行場の移設・返還に向けて一貫して努力してきた。96(同8)年4月の橋本総理とモンデール駐日米国大使(いずれも当時)の会談において、5~7年の間に、

図表4 - 2 - 10 普天間代替施設に関する経緯

年 月	経 緯	備 考
96(平成8)年4月 12月	橋本総理・モンデール米大使会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO中間報告 SACO最終報告 海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設	地元の受入表明、閣議決定まで(3年8ヶ月)
99(平成11)年11月 12月	稲嶺沖縄県知事、移設候補地を名護辺野古沿岸域に決定した旨表明 岸本名護市長、受入表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定) 「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設	
02(平成14)年7月	「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定	閣議決定から基本計画策定まで(2年7ヶ月)
04(平成16)年4月 8月 9月	環境影響評価手続開始 沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落ボーリング調査の海上作業を開始	基本計画策定から環境影響評価手続開始まで(1年9ヶ月)
05(平成17)年10月	「2+2」共同文書において新たな案で合意 大浦湾からキャンプ・シュワブ南沿岸部の地域にL字型に建設	
06(平成18)年4月 5月	名護市および宜野座村との間で基本合意 代替施設の建設について、V字型の2本の滑走路からなる案で合意 「再編実施のための日米のロードマップ」において最終取りまとめ 防衛庁と沖縄県の間で基本確認書を締結 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(閣議決定) 99(平成11)年の政府方針を廃止	



会談を終えた後の額賀防衛庁長官と島袋名護市長（本年4月）

十分な代替施設が完成した後、全面返還されることで合意され、同年12月に、この合意を受けた「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)最終報告がとりまとめられた。

Special Action Committee on Okinawa

参照 > 本章本節6 (P203)

その後、99(同11)年末、建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とする旨の方針が閣議決定された。その後、政府と地元地方公共団体との間で「代替施設協議会」において協議を行った結果、02(同14)年には普天間飛行場代替施設(代替施設)の基本計画が決定されたが、その時点で、返還合意以降6年以上を経過していた。その後、04(同16年)に環境影響評価手続きを開始したが、現在に至るまで、当初想定されていた5～7年での返還は実現していない。

また、

基本計画策定後、工事着工に必要な手続きとして、03(同15)年より現地技術調査を実施してきたが、そのプロセスが必ずしも円滑に進まなかった上、04(同16)年4月に開始した環境影響評価手続きなどにさらに3年程度を要すると見込まれたこと、

さらに、代替施設建設に9年半が必要と見積もられたことから、

普天間飛行場の移設・返還には、さらに十数年近くの長期間を要することが見込まれた。

さらに、04(同16)年8月の宜野湾市ぎのわんにおけるヘリ事



キャンプ・シュワブ沖(辺野古)

故の発生もあり、同飛行場が市街地のただ中に所在することによる危険性の問題が顕在化し、早期移設・返還が必須であることが改めて強く認識された。

これらのことから、周辺住民の不安を解消するため、一日も早い移設・返還を実現するための方法について、兵力態勢の再編に関する日米協議の過程で改めて検討を行ってきた。

(図表4-2-10参照)

#### 【代替施設に関する検討の考え方】

在沖米海兵隊は、航空、陸上、後方支援の部隊や司令部機能から構成されており、実際の運用において、これらの機能が相互に連携し合うことが必要である。このため、普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、訓練、演習など日常的に活動をともしするほかの組織の近くに位置するよう、普天間飛行場の代替施設についても、沖縄県内に設ける必要があるとの認識に至り、その上で検討を行った。

その検討においては、以下を含む複数の要素を考慮した。

近接する地域、軍要員の安全

代替施設の周辺の将来的な住宅および商業開発を考慮した、地元への騒音の影響

藻場などの自然環境に対する影響

平時、緊急時における運用上の所要

交通渋滞など地元へ悪影響を与えかねない問題発生を避けるため、必要となる運用上の支援施設および関連施設は代替施設の中に確保

### 【代替施設の概要】

このような認識の下、日米間で集中的に検討した結果として、昨年10月の「共同文書」において、「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。」とする案が承認された。

その後、名護市をはじめとする地元地方公共団体との協議を行った結果、本年4月、代替施設について、「共同文書」において承認された案を基本に、地元地方公共団体の要求する周辺地域の上空の飛行ルートを回避すべく、滑走路を2本設けることとし、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全、同事業の実行可能性に留意して建設することに、名護市、宜野座村との間で合意した。今後、防衛庁と沖縄県、名護市、宜野座村および関係地方公共団体は、代替施設の建設計画について誠意を持って継続的に協議し、結論を得ることとした。

この合意を踏まえ、本年5月の最終取りまとめにおい

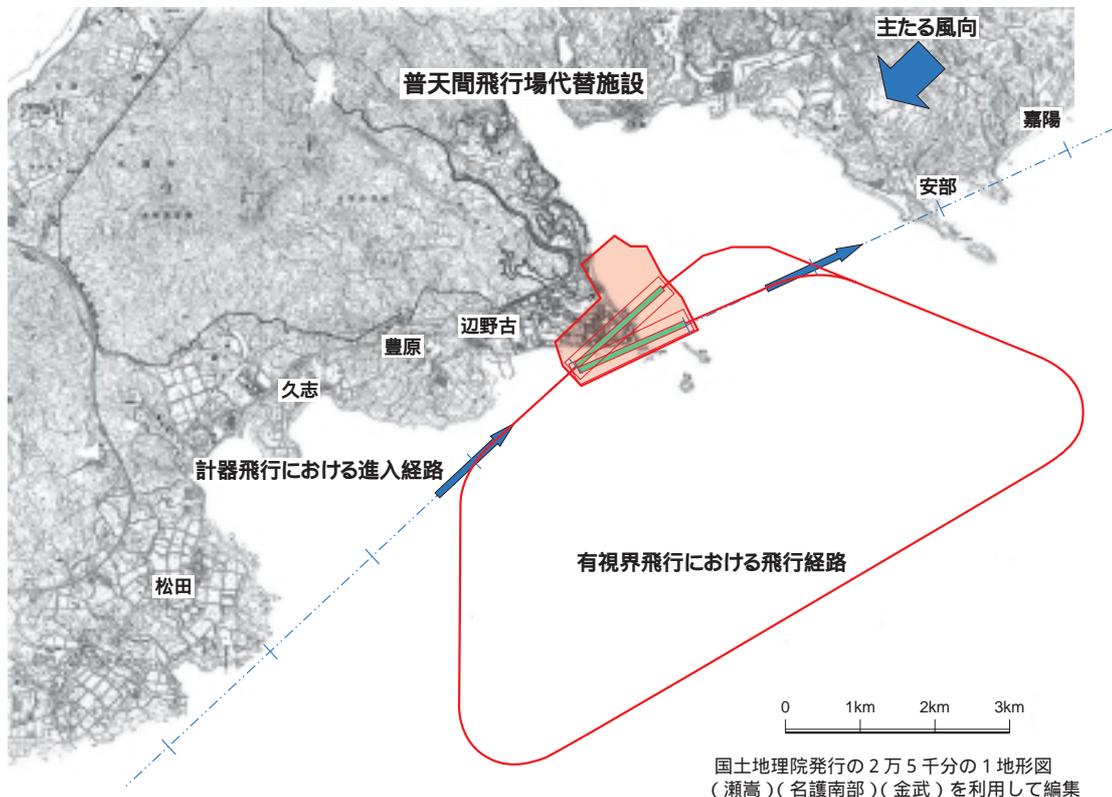
て、代替施設を「辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ」形で設置することとした。この施設においては、2本の滑走路がV字型に配置される。滑走路はそれぞれ1,600mの長さを有し、2つの100mのオーバーランを有する。各滑走路のある部分の施設の長さは、護岸を除いて1,800mとなるとしている。

この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音および環境への影響という問題に対処するものであるとしている。

この代替施設は、SACO最終報告において示されたとおり、普天間飛行場に所在するヘリコプターのほかに、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有するものとなる。この施設からの戦闘機の運用は計画されていない。

さらに、代替施設をキャンプ・シュワブ区域内に設置するため、同区域内の施設および隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われることとしている。

図表4-2-11 普天間代替施設のイメージ



この代替施設の工法は、原則として、埋立てとなり、14（同26）年までの完成が目標とされる。代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施されることとしている。

このように新たに合意された代替施設は、陸上部分をベースに工事を行うことができ、より早期かつ着実に建設することが可能であり、一日も早い移設の実現を可能とするものである。また、海上に設置する部分を少なくするなど、環境への影響にも極力配慮するものである。

代替施設の建設にあたっては、本年5月、沖縄県知事と防衛庁長官との間で、「政府案を基本として、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全、同事業の実行可能性」に留意して、対応することに合意する。」ことなどを盛り込んだ「基本確認書」を取り交わした。今後、この「基本確認書」を踏まえ、沖縄県などと誠意をもって継続的に協議していく考えである。

政府は、本年5月30日の閣議決定において、本年5月1日に「2+2」会合において承認された案を基本として、政府、沖縄県および関係地方公共団体の立場や普天間飛行場の移設に係る経緯を踏まえて、進めることとし、

早急に建設計画を策定することとした。さらに、具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策および地域振興については、沖縄県および関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応することとしている。

なお、これに伴い、建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」としていた従来の閣議決定は廃止することとされた。

参照 > 資料39（P370）

#### イ 空中給油機を運用する機能

現在、普天間飛行場に所在する空中給油機KC-130（12機）については、SACO最終報告において岩国飛行場に移駐されるとされていたが、昨年10月の「共同文書」において、移駐先として海上自衛隊（海自）鹿屋基地（鹿児島県）が優先して検討されるとされた。しかしながら、さらなる検討の結果、SACO最終報告と同様、岩国飛行場に移駐されることとなった。

なお、KC-130は、訓練および運用のため定期的にローテーションで鹿屋基地およびグアムに展開されることとしている。

## COLUMN

VOICE

解説

Q&amp;A

### 普天間飛行場は沖縄県外、日本国外には移設できないのですか？

米海兵隊においては、陸上、航空及び支援部隊が1つのまとまりとして迅速に展開し、様々な事態に柔軟に対応しなければなりません。沖縄においても、そのような部隊として第3海兵機動展開部隊（MEF）が展開しており、その下で、キャンプ・シュワブやキャンプ・ハンセンなどに陸上部隊が所在するほか、普天間飛行場には、第36海兵航空群などが駐留しています。

普天間飛行場は、沖縄の海兵隊にあって、ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能、空中給油機（KC-130）を運用する機能、緊急時に航空機を受け入れる基地機能、という3つの機能を有しています。

このうち、昨年10月の共同文書において、空中給油機を運用する機能、緊急時の基地機能については、本土の自衛隊の航空基地などへ移駐することとしましたが、陸上部隊の輸送機能については、県内の陸上部隊とヘリ部隊とを、迅速に展開するため、常に連携して定期的な訓練・演習や作戦などにおいて運用する必要があることから、沖縄に確保されるべきであることが日米間で確認され、県内の移設で合意したものです。

## ウ 緊急時に航空機を受け入れる基地機能

緊急時における空自新田原基地（宮崎県）および築城基地（福岡県）の米軍による使用が強化される。このための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に必要に応じて実施される。また、役割・任務・能力に関する検討において、日米の共同訓練を拡大しているが、整備後の施設は、このような訓練活動のためにも活用されることを想定している。

さらに、普天間飛行場代替施設では確保されない、長い滑走路を用いた活動のため、緊急時における米軍による民間施設の使用の改善について、日米間の計画検討作業において検討されるとともに、普天間飛行場の返還を実現するための適切な措置がとられるとしている。

## （2）兵力の削減とグアムへの移転

アジア太平洋地域における米海兵隊の能力の再編に関連し、現在沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊（MEF）の要員はグアムに移転され、また、残りの在沖米海兵隊部隊は、再編される。この沖縄における再編により、約8,000名のMEF要員とその家族約9,000名が部隊の一体性を維持するような形で14（同26）年までに沖縄からグアムに移転することとしている。

移転する部隊は、MEFの指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部および第12海兵連隊司令部を含む。対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧および牧港補給地区といった施設から移転する。一方、沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援および基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成されることとしている。

### 【グアムへの移転経費】

このような沖縄からの兵力の移転は、これまで沖縄県民が強く要望してきたものである。また、政府としても、日米同盟の重要性にかんがみ、在日米軍の抑止力を維持しつつ沖縄の負担を軽減することが必要と考えてきたところである。昨年10月の「共同文書」がとりまとめられ

た後、このような兵力の移転をできる限り早期に実現するため日米双方が応分の負担を行うとの観点から米国との協議を行い、本年4月23日に行われた日米防衛首脳会談において、グアム移転に伴う経費について合意に至った。

参照 > 本章3節（P208）

具体的には、総経費102.7億ドルのうち、わが国は60.9億ドル、米国は41.8億ドルをそれぞれ分担することとし、そのうち直接的な財政支出については、わが国は最大で28億ドル、米国は31.8億ドルとされた。

参照 > コラム（P194）

## （3）土地の返還および施設の共同使用

### 【嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還】

嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域に、在日米軍施設・区域が所在しており、その合計は約1,500haにものぼる。上記の普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還およびグアムへのMEF要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。

日米は、07（平成19）年3月までに、以下の6つの候補施設について、統合のための詳細な計画を作成する。

キャンプ桑江（約68ha）：全面返還

キャンプ瑞慶覧（約643ha）：部分返還および残りの施設とインフラの可能な限りの統合

普天間飛行場（約481ha）：全面返還（（上記の普天間代替施設関連記述参照）

牧港補給地区（約274ha）：全面返還

那覇港湾施設（約56ha）：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）

陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム（約16ha）：全面返還

### 【SACO最終報告の着実な実施】

96（同8）年のSACO最終報告は、在日米軍の能力および即応態勢を十分維持しつつ、沖縄県民に対する米軍活動の影響を軽減するものであり、その着実な実施は重要である。一方、SACOによる移設・返還計画について

は、今回の「ロードマップ」により、再評価が必要となる可能性がある。

参照 > 本章本節6

### 【沖縄における米軍施設・区域の共同使用】

沖縄における自衛隊施設は、那覇基地をはじめ限られており、その大半が都市部にあり、運用面での制約がある。沖縄にある米軍施設・区域の共同使用は、沖縄における自衛隊部隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練や自衛隊と米軍との間の相互運用性を促進するものである。また、即応性をより向上させ、災害時における県民の安全性の確保により資するものもある。

このような考えの下、キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用され、施設整備を必要としない共同使

用は、06（同18）年から可能になる。また、空自は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用することとしている。

### （4）再編間の関係

全体的な再編パッケージの中で、沖縄に関連する再編は、相互に結びついている。特に、嘉手納以南の統合および土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員およびその家族の沖縄からグアムへの移転にかかっている。また、沖縄からグアムへのMEF部隊の移転は、普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、グアムにおける所要の施設およびインフラ整備のための日本の資金的貢献にかかっている。

## COLUMN

VOICE

解説

Q&amp;A

### 在沖海兵隊はどのような機能を果たしているのですか？海兵機動展開部隊司令部や何千人もの人員が移転して、抑止力には問題はないのですか？

米海兵隊は、さまざまな事態に対し、迅速かつ柔軟に展開して対応するという機能を果たしており、その戦力は陸上、航空及び支援部隊が1つのまとまりとして迅速に展開できるよう組織されており、海兵空地任務部隊（Marine Air-Ground Task Force）とよばれています。そのまとまりの単位として、米海兵隊においては、その規模別に

海兵機動展開部隊（MEF 数万人程度（通常4万人程度））

海兵機動展開旅団（MEB 3,000人～2万人程度）

海兵機動展開隊（MEU 2～3,000人程度。）

があります。

このうち最大の単位であるMEFの1つとして、現在沖縄に司令部のある第3海兵機動展開部隊（MEF）があります。MEFは、MEFとして唯一米国外に常時展開しているものですが、規模は他の2つのMEFに比べ、約2万数千規模とやや小規模です。MEFは、沖縄にあって、わが国の安全、地域の平和と安定の確保において重要な役割を果たしており、アジア太平洋地域の国々との間との共同訓練なども行ってきています。その隷下の部隊として、第3海兵師団、第31海兵機動展開隊の司令部が沖縄に所在しています。

MEF司令部などの移転は、抑止力を維持しつつ沖縄における地元負担を大幅に軽減するためのものであり、この移転においては、MEF司令部や約8,000名の海兵隊要員とその家族約9,000名が沖縄から移転することとされていますが、残りの在沖海兵隊部隊が再編されて、一定の規模は沖縄に駐留するため、一定の初動対処能力は沖縄に維持されることとなります。また、海兵隊が本来高い機動力、即応性を持っているのに加え、昨年10月の「2+2」共同文書においても日米間の航空および海上輸送協力の向上の重要性が示されています。これらのことから、今般のMEF司令部などの移駐により、在日米軍が有している抑止力は、維持されることとなります。

## なぜ、米軍のグアムへの移転経費を日本が負担するのですか？

米軍再編は、在日米軍の抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減するため、是非とも実現しなければならない事案です。特に、在日米軍の施設・区域の75%が沖縄県に集中し、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている現状を踏まえれば、在沖米海兵隊のグアム移転をできる限り早期に実現させることが重要であり、政府は積極的に米側に働きかけて交渉してきました。この結果、本年4月の日米防衛首脳会談においてぎりぎりの協議を経て、グアム移転経費の日米双方の分担について合意に至りました。

この移転を早期に実現する上で、グアムにおいて必要となる施設・インフラの整備を米国のみが行った場合、非常に長期間を要することが予想されます。このため、日本政府は、海兵隊の司令部庁舎、隊舎や家族住宅などの整備を支援することにしました。

この際、わが国は、米国が主張していたような総額に占める割合ではなく、移転のための施設・インフラの所要に基づき経費を分担します。海兵隊の司令部庁舎・教場、海兵隊員の隊舎、学校などの生活関連施設は、家賃や利用料金等による資金の回収がどうしても困難であるため、財政支出で整備しますが、わが国の財政支出をできる限り少なくするため、海兵隊員の家族住宅および電力・上下水道などの基地内のインフラの整備には、民間活力を導入し、出資や融資等により措置していくこととしています。

民間活力を導入する事業の資金は、米側が支払う利用料により将来回収されることとなります。このように、民間活力を積極的に導入することにより資金や業務の効率化を図った結果、わが国の財政支出は最大でも28億ドルに留まり、米国の31.8億ドルを下回ります。

米国も応分の分担をしており、またグアムに移転する海兵隊は引き続きわが国およびアジア太平洋地域の平和と安定のために機能します。

今回、日米で合意した金額については、具体的な事業スキームの検討にあわせてさらに精査していくため、変更があり得ます。わが国の努力で効率化された場合には、その分わが国の分担が軽減されることとなります。このため、今後、わが国として移転のための事業を実施するにあたっては、民間活力を導入する事業はもとより、政府の財政支出による事業についても、具体的な事業スキームや細部経費の積算などをきちんと精査し、より一層の効率化に努めていきたいと考えています。

### グアム移転経費の内訳

事業内容		財源	金額	
日本側の分担	司令部庁舎、教場、隊舎、および学校などの生活関連施設	財政支出	28.0億ドル (上限)	
	家族住宅	出資	15.0億ドル	25.5億ドル
		融資等	6.3億ドル	
		効率化	4.2億ドル	
基地内インフラ	融資等	7.4億ドル		
計			60.9億ドル	
米国側の分担	整備補給施設や燃料・弾薬の保管施設などの基地施設といった日本側の分担以外のもの	財政支出	31.8億ドル	
	道路（高規格道路）	融資又は財政支出	10.0億ドル	
	計		41.8億ドル	
総額			102.7億ドル	

- (注) 1 金額については具体的な事業スキームの検討にあわせて今後さらに精査していくため、変更があり得る。ただし、財政支出は上限  
 2 家族住宅の金額は、「効率化」の4.2億ドルにより実質的には25.5億ドルから21.3億ドルに減額。

### 3 在日米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間（神奈川県）に所在する在日米陸軍司令部は、2008米会計年度<sup>3</sup>までに、高い機動性と即応性を有し、かつ、統合任務が可能な司令部に改編される。この改編は、米軍全体の変革の中における、米陸軍の世界的な改編を踏まえたものでもあるが、改編後の在日米陸軍司令部は、引き続き「日本国の防衛および極東の平和と安全の維持」を中核的任務とするものである。

また、各種事態への迅速な対応のため、機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理する陸自中央即応集団司令部を平成24年度までにキャンプ座間に設置し、改編された在日米陸軍司令部との連携強化を図ることとしている。

この改編に伴い、米軍相模総合補給廠（神奈川県）内に戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が米国の資金で建設される。さらに、キャンプ座間および相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用のため、それぞれ一部返還などの措置が実施される。

### 4 横田飛行場および空域

#### (1) 共同統合運用調整所の設置

司令部間の連携向上は、日米両部隊間の柔軟かつ即応性のある対応の観点から極めて重要である。横田飛行場（東京都）に所在する在日米軍司令部は、「指針」の下の各種メカニズムにおいても、重要な位置を占める。また、自衛隊が新たな統合運用体制に移行するとともに、米軍においても統合の強化が進んでいるといった変化が、近年生起しているところである。

これらを踏まえ、下記の空自航空総隊司令部の移転に併せ、共同統合運用調整所を設置することとした。この調整所は、防空およびBMDに関し、日米の司令部組織間での緊密な調整や相互運用性の向上を図るとともに、統合幕僚監部と在日米軍司令部との間の情報の共有を図ることなどを通じ、日本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすものである。

#### (2) 空自航空総隊司令部の移転

府中に所在する空自航空総隊司令部は、わが国の防空

を任務とするほか、今後BMDにおける司令部機能も保持する予定である。防空およびBMDにおいては、対処可能時間が短いため、特に日米間で必要な情報を迅速に共有する意義が大きい。そのため、同司令部を関連部隊とともに、平成22年度を目標に、米第5空軍司令部の所在する横田飛行場に移転することとしている。これにより、上記の共同統合運用調整所の設置と併せて、防空およびBMDにおける情報共有をはじめとする司令部組織間の連携を強化する。

#### (3) 横田空域

米軍は、横田飛行場において、首都圏西部から北は新潟にまで広がる横田空域の進入管制を行っている。首都圏から西日本方面などへ出発する民間航空機は、一部を除き、当該空域を避けて飛行している。09（同21）年に予定されている羽田空港の再拡張後は、さらに民航機の離着陸が増大することが見込まれることから、その運航を円滑化するための措置として、以下が追求されることとしている。

06（同18）年度 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続きについて情報提供を行うプログラムを立ち上げる。

06（同18）年度 横田空域の一部について、軍事上の目的に必要なでないときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続きを作成する。

08（同20）年9月までに横田空域の一部について管制業務を返還する（返還される空域を06（同18）年10月までに特定）。

09（同21）年度 横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討を完了する。この検討は、日本における空域の使用に関する民間および軍事上の将来のあり方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として行われる。また、この検討にあたり、沖縄進入管制業務（嘉手納ラプコン）の移管や在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。

これを受けて、5月19日、日米合同委員会の下の日米

3) 2007年10月から2008年9月まで

## 横田空域

横田空域は、新潟県から東京西部、伊豆半島、長野県まで広がり、12,000フィート（約3,700m）から最高23,000フィート（約7,000m）の高度に上る空域であり、現在、この空域においては米軍が管制業務を行っています。この空域内には、米軍の横田をはじめ、空自の入間、海自・米軍の厚木などの飛行場があり、これらの飛行場を利用する航空機に対する進入管制業務（航空機に対し出発・進入の順序、経路、方式の指示などを行う業務）を行うための空域として利用されています。

羽田空港や成田空港から西日本方面などへ向かう航空機は、関西空港および大阪空港へ向かうものをのぞき、横田空域を避けて飛行しています。現在2009年中に羽田空港において4番目の滑走路の供用開始が予定されており、同空港の再拡張後は、発着容量が現在の年間約29.6万回から、約40.7万回へと大幅に増加することが見込まれています。

横田空域については、日米合同委員会の下の枠組みにより日米両国政府が協議を行い、これまで7回の一部返還が実現していますが、日本政府として求めてきた横田空域における進入管制業務の米軍から日本政府への移管（以下「横田空域の全面返還」という。）については、米軍は運用上の理由により応じられないとの立場でした。

わが国としては、安全保障上の必要性を踏まえつつ、横田空域の全面返還の実現に向けてこれまでも鋭意努力してきたところであり、今回の兵力態勢の再編に関する協議にあたり、米軍や自衛隊の運用に支障を来すことなく、羽田再拡張後に増加する民間航空機がより安全かつ円滑に運航できるよう、検討を行いました。その結果、本年5月の再編の最終取りまとめにおいて、横田空域の一部について、本年10月までに返還される空域を特定し、2008年9月までに返還を実施することなどの措置について合意し、あり得べき全面返還に必要な条件についても、関連空域の再編や航空管制の手続きに関する包括的な検討の一環として検討し、平成21年度中に結論を得ることとしました。

また、本年5月19日には、この合意を踏まえ、日米合同委員会の下の民間航空分科委員会（第65回）が開催され、同分科委員会に横田および岩国空域を検討するための特別作業部会を設置すること、横田空域の一部について軍事上の目的に必要でないときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管することを合同委員会に勧告するなどが合意されました。

横田空域



民間航空分科委員会が開催され、この問題に関する特別作業部会の設置などが合意された。

参照 > コラム 横田空域

### (4) 横田軍民共用化

横田飛行場の軍民共用化については、03（同15）年5月の日米首脳会談において、その実現可能性について、日米両国政府で共同で検討していくこととなった。これを受け、政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、

防衛庁、防衛施設庁）と東京都との実務的な協議の場として「連絡会」を設置し、累次議論が行われてきた。

本件について、日米両国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共用化の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12ヶ月以内に終了することとなっている。この検討は、共用化により、横田飛行場の軍事上の運用や安全などを損なわないとの認識の下に行われる。日米両国政府は、検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共用化に関する適切な決定を行う。

## 5 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

### 【米空母展開の意義】

米国の太平洋艦隊のプレゼンスは、アジア太平洋地域における海上交通の安全を含む地域の平和と安定にとり、重要な役割を果たしている。米空母は、その能力の中核となる役割を果たしており、現在米空母キティ・ホークが、この地域に展開し、米軍横須賀基地（神奈川県）にも寄港してきた。空母およびその艦載機の長期にわたる前方展開能力を確保するため、わが国においてその拠点が確保される必要がある<sup>4</sup>。

### 【空母艦載機の拠点】

空母艦載機については、空母の横須賀基地展開時の拠点として、厚木飛行場（神奈川県）が現在利用されているが、厚木飛行場は市街地の中心に位置し、特に空母艦載ジェット機の離発着に伴う騒音が、長年にわたり問題となっていた。

今後、日米安保体制とその下での空母の運用を安定的に維持していくためには、これらの問題を早期に解決することが必要である。

また、岩国飛行場については、滑走路移設事業終了後には、周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で、安全な航空機の運用が可能となる。

参照 > 本章本節6（P201）

これらを考慮し、第5空母航空団は、厚木飛行場から岩国飛行場に移駐することとした。この移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2CおよびC-2機（計59機）から構成され、必要な施設が完成し、訓練空域および岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、14（同26）年までに完了する。

この移駐に伴い、米軍の運用の増大による影響を緩和するため、以下の関連措置がとられる。

海自EP-3、OP-3、UP-3やU-36A機（2個飛行隊（計17機））は岩国飛行場から厚木飛行場へ移駐する。

普天間飛行場のKC-130機（1個飛行隊（12機））は、

司令部、整備支援施設および家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。KC-130機は、訓練および運用のため、海自鹿屋基地およびグアムに、定期的にローテーションで展開する。その展開の支援のため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

海兵隊CH-53Dヘリ（1個飛行隊（8機））は、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域について、自衛隊、米軍、および民間機の訓練および運用上の所要を安全に満たすよう調整する。

空母艦載機着陸訓練については、恒常的な空母艦載機着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みを設け、恒常的な施設を09（同21）年7月またはその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。なお、「共同文書」においては、空母艦載機着陸訓練のための恒常的な訓練施設が特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機着陸訓練を実施する旨確認された。

また、将来の民間航空施設（ターミナルやエプロンなど）の一部が岩国飛行場に設けられる。

参照 > 本章本節6（P201）

## 6 ミサイル防衛（BMD）

BMDに関しては、役割・任務・能力に関する検討でも確認されたように、日米双方が、それぞれのBMD能力の向上に応じて、緊密な連携を継続することとされた。

弾道ミサイルに関する高い探知・追尾能力を持つ新たな米軍のBMD用移動式レーダー（Xバンド・レーダー）・システムについて検討の結果、航空自衛隊車力分屯基地（青森県）を日本における最適な展開地と判断されるに至った<sup>5</sup>。このレーダーにより得られるデータは日米で共有され、これによりわが国に飛来するミサイルを迎撃する能力や国民保護、被害対処のための能力が向上される。このレーダーは、06（同18）年夏までに運用可能となる

<sup>4</sup> なお、昨年10月、米海軍は、08年に空母キティ・ホークが退役し、原子力空母と交代することを発表した。その後、原子力空母ジョージ・ワシントンの後継艦とすることが決定、公表された。（コラム（P200）参照）

<sup>5</sup> 本年5月9日、日米合同委員会において、当該レーダーの暫定配備のため、一定の期間を限り、同分屯基地の施設の一部を米側に提供することが合意され、同12日、閣議決定された。

とされている。

また、わが国に飛来するミサイルによる攻撃からの防衛を確実なものとするため、米軍のPAC-3が日本におけ

る米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となるとされている。

## COLUMN

VOICE

解説

Q&amp;A

### なぜ、米軍のBMD用移動式レーダーを日本におく必要があるのですか？

米軍の弾道ミサイル防衛用移動式レーダー（Xバンド・レーダー）は、弾道ミサイルが飛んで来る可能性が高い空域を監視し、飛んで来る弾道ミサイルをピンポイントで詳細に捉える能力の高いレーダーです。

このレーダーは、弾道ミサイルから自国の本土を防衛するための固定式レーダー・システムに加え、国外の展開部隊や、同盟国・友好国に飛来する弾道ミサイルを探知・追尾するための移動式レーダー・システムとして開発されたものです。特徴としては、移動式であり、比較的小型であること、多くのレーダーのように回転して360°の範囲で電波を放射するのではなく、前方のある特定の範囲へ電波を放射することなどがあげられます。なお、このレーダーで用いられている電波は、車のスピード違反の取り締まりなど日常生活でも用いられているものであり、決して人体や環境を汚染するものではありません。

わが国としては、弾道ミサイルから国民の生命・財産を守るために必要かつ他に代替手段のないものとして、弾道ミサイル防衛（BMD）システムを導入することとしており、BMDに対応したイージス艦やペトリオットPAC-3などを配備します。それに加えて弾道ミサイルの飛来状況を監視し、発射地点および弾着地点を割り出し、各政府機関や国民に情報を伝達し、国民保護や被害が発生した時の対処に活用することが重要です。

しかしながら、飛来状況の監視や、迎撃システムの能力を引き出すために必要なわが国のレーダー網は、2012年にならなければ完成しない状況にあります。一方、この米軍のレーダーは本年から運用可能であり、わが国に展開して、弾道ミサイルの監視を行い、ミサイル防衛に必要なデータがわが国に提供されます。このことは、わが国のBMD能力を補完し、国民の生命・財産を守るために非常に有益です。また、わが国のレーダー網の整備後も、異なる種類のレーダーでの監視は、その強力な補完となることが考えられます。



BMD用移動式レーダー（Xバンド・レーダー）

## 7 訓練移転

訓練の移転について、日米は、07（同19）年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する（必要に応じて、06（同18）年度における補足的な計画を作成）。当分の間、米軍の嘉手納、三沢（青森県）および岩国の3飛行場からの航空機が、千歳（北海道）、三沢、百里（茨城県）、小松（石川県）、築城および新田原といった空自基地における共同訓練に参加することとしている。

日本政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善することとしている。

## 8 今後の取組

本年5月「2+2」会合において、再編の最終とりまとめとして、その具体的施策を実施するための詳細が閣僚レベルで承認されたことは、抑止力の維持と地元の負担の軽減を通じて日米安保体制を一層実効的なものとしていく上で、極めて重要な一歩である<sup>6</sup>。

これらにより、同盟関係における協力は、新たな段階に入る。また、これは、この地域における同盟関係の能力の強化につながるものである。他方、米軍再編のロードマップを完了するには、今後さらに約8年を要するとともに、さらに、沖縄の米海兵隊のグアムへの移転経費の負担など、その実現のためには、資金的にも大きな努力が必要である。

しかしながら、これは、わが国として米国との間で主体的に協議してきた結果であり、これらを完了させることは、日米同盟関係をさらに実効的なものとするために是非とも必要なものである。わが国としては、米国と協力してこの計画を速やかに、かつ、徹底して実施していく。

このため、本年5月30日、政府は「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定した。この決定において示された考え方と方針は、次のとおりである。

わが国の平和と安全を保つための安全保障体制の確保は政府の最も重要な施策の1つであり、政府が責任

をもって取り組む必要がある。

在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的措置（以下「再編関連措置」とする。）の実施についての考え方は次のとおりである。

- ・地元地方公共団体において新たな負担を伴うものについては、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、わが国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施する。
- ・返還跡地の利用の促進および駐留軍従業員の雇用の安定確保等について、引き続き、全力で取り組む。
- ・在沖海兵隊部隊のグアムへの移転は、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県の負担の軽減にとって極めて重要であり、わが国としても所要の経費を分担し、これを早期に実現する。

政府としては、このような考え方の下、法制面および経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずる。

厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努めることとし、「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」については、在日米軍の兵力構成見直し等の具体的な内容を踏まえ、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すとしている。

参照 > 資料39（P370）



米軍再編シンポジウムで挨拶する額賀防衛庁長官

<sup>6</sup> 本年5月、再編の最終とりまとめの意義や内容について、地方公共団体関係者、報道関係者および有識者等の方々に理解を深めてもらうことを目的に、東京都において、「米軍再編シンポジウム」を開催し、政府側からの説明やパネルディスカッションなどを実施した。

## なぜ、原子力空母が日本へ展開する必要があるのですか？

空母および空母を中心とした部隊は、米海軍にあって前方展開能力として重要な役割を担っています。わが国は、従来からわが国への米空母の展開を受け入れてきました。05年10月、米海軍は、第7艦隊に所属し、これまでわが国の横須賀（神奈川県）に寄港してきた通常型の空母キティ・ホークが2008年に退役し、原子力空母と交替することを発表し、その後展開する原子力空母名について92年就役のジョージ・ワシントンであることを発表しました。

原子力空母は、原子炉から生み出されるエネルギーにより推進することから、頻繁な洋上補給が不要、加速力が大きいなど、戦闘・作戦能力に優れています。このことから、米国においては、70年代以降に就役した空母のすべてが原子力空母となっています。キティ・ホーク以外で現在米海軍が唯一保有する通常型空母ジョン・F・ケネディについても、空母にとって重要な機能を担う部分の損傷が激しく、米政府は2007年中の退役の方針を明らかにしています。

米国の原子力軍艦（空母や潜水艦）については、50年の運航の歴史の中で、人体や生態系に悪影響を及ぼす放射能流出の事例は全くなく、日本にはのべ1250回以上寄港していますが、過去40年間、日米両国が行っている環境モニタリングでも、米原子力軍艦に起因する周辺環境の放射能レベルの異常な増加は全く検出されていません。米国は空母交替後も、引き続き日本で原子炉の修理や燃料交換は行われず、空母の停泊中は通常、原子炉を停止するなどの原子力軍艦の安全性に関する一連の保証を堅持することを確約しています。

わが国としては、このような空母の展開により、空母キティ・ホーク退役後もわが国周辺に米海軍の強固なプレゼンスが維持されることは、わが国の安全および極東における国際の平和と安全の維持に役立つものと考えています。



航行する米空母「ジョージ・ワシントン」〔U.S.Navy〕

## 6 在日米軍施設・区域に関する諸施策

在日米軍施設・区域の安定的な使用の確保は、日米安保条約の目的達成のため必要であり、政府は、従来より、これら施設・区域の安定的使用と周辺地域社会の要望との調和を図るための施策などを行っている。

### 1 本土に所在する在日米軍施設・区域

#### (1) 岩国飛行場滑走路移設事業

政府は、地元岩国市などの要望を受け、同飛行場の運用や安全、騒音をめぐる問題を解決し、その安定的使用を図るため、滑走路を東側（沖合）へ1,000m程度移設する事業を進めることとしており、平成20年度末の完成を目指している。

参照 > 本章本節5（P197）

#### (2) 岩国飛行場民間空港再開

山口県や岩国市などの地元地方公共団体などが一体となって民間空港再開を要望していることにかんがみ、同飛行場の民間空港再開と米軍の運用との関連などについて問題点などを整理し、その可能性を検討するため、日米合同委員会の枠組みを活用して協議を行ってきた。その結果、05（平成17）年10月、同委員会において、米軍の運用上の所要を損なわない限りにおいて、1日4往復の民間航空機の運航を認めることについて合意された。本合意を踏まえ、民間航空機の運航に関する詳細について、引き続き、日米間で調整することとしている。

#### (3) 空母艦載機の着陸訓練場の確保

空母艦載機が洋上の空母へ着艦するには、非常に高度な技術が要求される。空母が入港している間におけるパイロットの技量の維持のための訓練は、主として厚木飛行場で行われてきた。しかし、飛行場周辺の市街化により、深刻な騒音問題が生じたことから、政府は、三宅島に代替訓練場を設置するための検討を続けてきている。

しかしながら、地元の理解が得られていないことなどから、進展は見られない状況にあるため、89（平成元）



岩国飛行場（滑走路移設工事着工中）



硫黄島における空母艦載機着陸訓練

年の日米間の協議により、三宅島に訓練場を設置するまでの暫定措置として、硫黄島の飛行場を利用することとした。

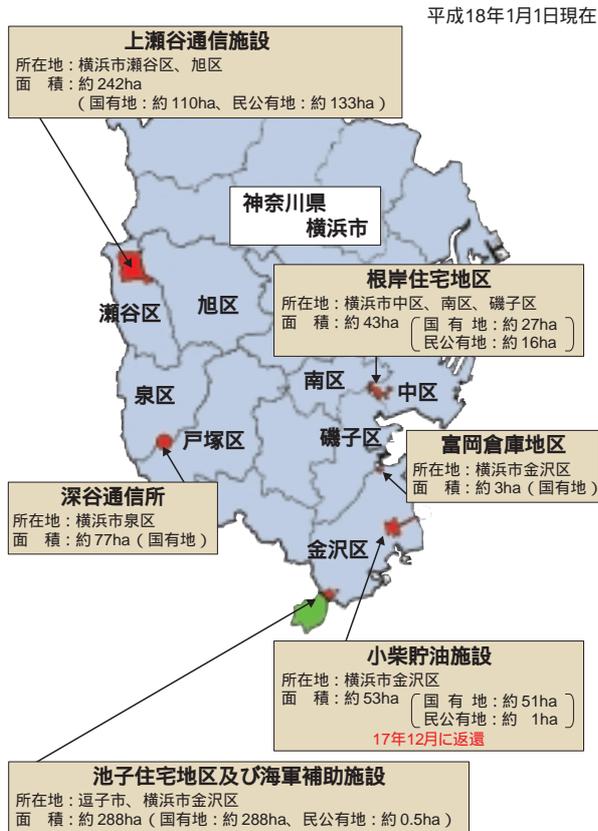
なお、空母艦載機着陸訓練に関する最近の動きについては、本節5（P197）においても述べたとおり、恒常的な訓練施設が特定されるまでの間、硫黄島で空母艦載機着陸訓練が行われることなどが、日米間で確認された。

#### (4) 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など

神奈川県に所在する在日米軍施設・区域については、地元地方公共団体などからの強い返還要望を踏まえ、これら施設・区域のあり方について日米間で協議を行った

結果、横浜市内に所在する上瀬谷通信施設など6施設・区域の返還に関する基本的な考え方と「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域における700戸程度の米軍家族住宅などの建設について日米間の認識が一致し、04（同16）年10月、この協議結果が日米合同委員会において合意された。（図表4-2-12参照）

図表4-2-12 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関連する施設・区域



当該6施設・区域のうち、小柴貯油施設については、西側部分約10haの返還が合意されていたところであるが、地元地方公共団体からの早期全面返還要請を踏まえ、米側と鋭意協議を重ねた結果、昨年12月、同施設の陸地部分全域約53haなどについて返還された。防衛庁としては、残る5施設・区域についても、跡地利用に関する地元地方公共団体の要望などを聴きながら、早期返還を米側に要請していく考えである。

また、当該米軍家族住宅などの建設については、神奈川県における6箇所の米軍施設・区域約419haに及び大規模な返還に道を開くとともに、在日米海軍の当面の住宅不足を解消するものであり、日米安全保障条約の目的達成のため必要不可欠なものであることから、防衛庁としては、米側および関係地方公共団体などとの間で調整を行いつつ、その実現に向け鋭意努力しているところである。

## 2 沖縄に所在する在日米軍施設・区域

沖縄における在日米軍については、先述のとおり、沖縄県に在日米軍施設・区域が集中し、県民生活に多大の影響が出ており、その整理・統合・縮小をはじめとする沖縄に関連する諸課題については、内閣の最重要課題の1つとして政府をあげて取り組んでいる。防衛庁も、従来から、日米安保条約の目的達成と地元の要望との調和を図りつつ、問題解決のためさまざまな施策を行い、最大限の努力をしてきている。

なかでも、日米両国政府がまとめた「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)最終報告の内容を着実に実現することが、沖縄県民の負担軽減のためには最も確実な道であると考えており、引き続き、その的確かつ迅速な実現に向けて努力を続けている。なお、本年5月の再編の最終取りまとめにおいては、「SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については再評価が必要となる可能性がある。」とされた。

### (1) SACO設置以前における整理・統合・縮小への取組

72（昭和47）年、沖縄の復帰に伴い、政府は、日米安保条約に基づき、83施設、約278km<sup>2</sup>を在日米軍施設・区域（専用施設）として提供した。一方、沖縄県に在日米軍施設・区域が集中し、地域の振興開発や計画的発展に制約が生ずるとともに、県民生活に多大の影響が出ていたとして、その整理・縮小が強く要望されてきた。

このような状況を踏まえ、日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、整理・統合・縮小の努力を継続的に

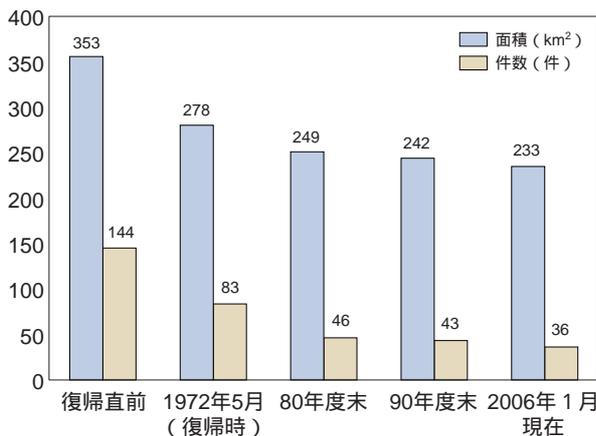
行ってきた。72（同47）年の佐藤・ニクソン共同発表における確認事項を踏まえ、73（同48）年、74（同49）年、76（同51）年の日米安全保障協議委員会（SCC）において、沖縄県における在日米軍施設・区域の整理統合計画が了承された。また、90（平成2）年、いわゆる23事案については、返還に向けて必要な調整・手続を進めることを、日米合同委員会で合意した。一方、県民の強い要望である、いわゆる沖縄3事案（那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転）についても、95（同7）年の日米首脳会談での意見の一致により、解決に向けて努力することになった。

参照 > 資料44（P377）

以上のような取り組みの結果、沖縄復帰時に83施設、約278km<sup>2</sup>であった在日米軍施設・区域（専用施設）は、本年1月現在、36施設、約233km<sup>2</sup>となっている。しかしながら、依然、面積にして在日米軍施設・区域（専用施設）の約75%が沖縄県に集中し、県面積の約10%、沖縄本島の約18%を占めている状況となっている。

（図表4-2-13参照）

図表4-2-13 沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数及び面積の推移



## (2) SACO設置などの経緯

95（平成7）年に起きた不幸な事件や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、全国的にも沖縄に関する諸問題に対する世論の関心が高まった。

政府は、沖縄県民の負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うとともに、振興策についても全力で取り組むこととした。そして、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、同年、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間にSACOを設置した。

その後、約1年をかけて集中的な検討が行われ、96（同8）年、いわゆるSACO最終報告が取りまとめられた。

## (3) SACO最終報告の概要および進捗状況

SACO最終報告の内容は、土地の返還（普天間飛行場など計6施設の全部返還、北部訓練場など5施設の一部返還）、訓練や運用の方法の調整（県道104号線越え実弾射撃訓練の本土演習場での分散実施など）、騒音軽減、地位協定の運用改善である。SACO最終報告が実施されることにより返還される土地は、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21%（約50km<sup>2</sup>）に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43km<sup>2</sup>を上回るものとなる。

SACO最終報告の実現に政府として取り組んできた結果、土地の返還のうち、普天間飛行場を除く10の施設・区域については、安波訓練場、楚辺通信所の一部（約236m<sup>2</sup>）、キャンプ桑江の一部（北側：約38ha）の返還が実現したほか、8事案について地元の理解が得られ、その一部について土地の返還に必要な施設の移設工事を行っている。このうち、瀬名波通信施設、楚辺通信所の残余部分、読谷補助飛行場については、概ね返還の目途が立つなど、9事案が着実に進捗している。また、土地の返還以外の案件についても、そのほとんどが実現している。

防衛庁は、今後とも、地元の理解と協力を得ながら、SACO最終報告の実現に向け、最大限の努力を払っていく。

### ア 普天間飛行場の移設・返還

普天間飛行場の移設・返還については、兵力態勢の再編に関する日米協議の過程において、最重要課題の1つ

と位置付け、一日も早い移設・返還を可能にする措置について検討を行った。(その経緯と最終とりまとめの内容については本節5(P188)参照)

#### イ 那覇港湾施設の移設・返還

那覇港湾施設の移設・返還について、移設予定地とされた浦添市では、01(同13)年11月、市長が移設受入れを表明した。これを受け、政府と地元地方公共団体との間に、「那覇港湾施設移設に関する協議会」(移設協議会)などを設置し、同港湾施設の移設・返還を円滑に推進するための協議を進めている。

防衛庁は、本年5月の最終とりまとめを踏まえつつ、今後とも、代替施設の整備と民間港湾の整備計画との整合を図りつつ、関係機関と協議を進め、同港湾施設の移設・返還の実現に向けて取り組んでいくこととしている。

参照 > 本節5(P192)

#### ウ 北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設

北部訓練場のヘリコプター着陸帯(以下「着陸帯」という)の移設について、関係する国頭村と東村の理解が得られ、7か所の着陸帯の移設などの後、北部訓練場の過半を返還することを、99(同11)年の日米合同委員会でも合意した。

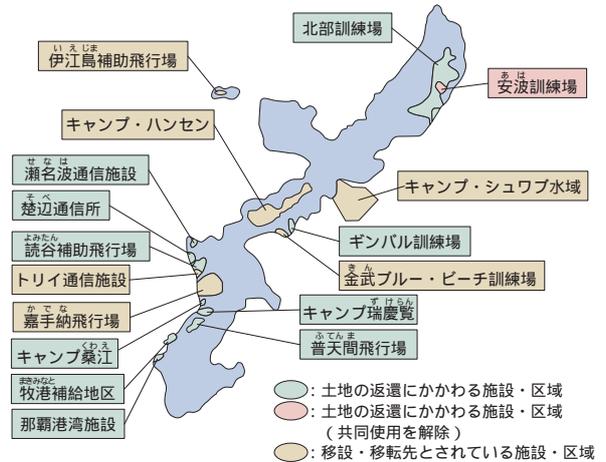
防衛庁は、平成10年度から平成11年度にかけて、着陸帯の移設候補地とその周辺などで行った環境調査の結果、この調査区域に、特記すべき野生生物の種が多数確認されたことから、より自然環境に与える影響が少ない移設先候補地の有無などを調査するため、02(同14)年から04(同16)年3月にかけて環境調査を実施した。この環境調査などを踏まえ、日米間で環境および運用面から協議した結果、本年2月の日米合同委員会において、99(同11)年の基本合意を変更(移設する着陸帯7か所を6か所とし、造成規模を縮小)することを合意した。着陸帯の移設にあたっては、引き続き沖縄県環境影響評価条例に準じて適切に環境影響評価を行い、生活環境や自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を払うこととしている。

#### エ 県道104号線越え実弾射撃訓練の本土移転

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施は、本土5演習場において、関係地方公共団体などの理解と協力を得て、平成9年度から行われている。今後も防衛庁は、実弾射撃訓練が円滑にできるよう努力していくこととしている。

(図表4-2-14・15参照)

図表4-2-14 SACO最終報告関連施設・区域



#### (4) 駐留軍用地跡地利用への取組

防衛庁は、駐留軍用地の返還にあたり、従来より、建物、工作物の撤去などの原状回復措置や駐留軍用地返還特措法に基づき、跡地の所有者などに対する給付金の支給などの措置を行ってきた。また、沖縄振興特別措置法(02(同14)年施行)に基づき、大規模跡地または特定跡地に指定された跡地の所有者などに対し給付金を支給することとなっている。

また、01(同13)年12月に取りまとめられた「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応方針」などを踏まえ、関係市町村において跡地利用計画の策定に向けた取り組みがなされており、本年2月には沖縄県、宜野湾市において、普天間飛行場跡地利用基本方針が策定された。

防衛庁としては、今後とも、関係府省および県や市町村と連携・協力して、跡地利用の促進と円滑化などに取り組んでいくこととしている。

図表4-2-15 SACO最終報告の進捗状況

1 土地の返還	
施設名など	進 捗 状 況
普天間飛行場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・99（平成11）年12月、移設に係る政府方針について閣議決定</li> <li>・00（同12）年8月、「代替施設協議会」を設置</li> <li>・02（同14）年7月、「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定</li> <li>・03（同15）年1月、「代替施設建設協議会」を設置</li> <li>・03（同15）年4月、現地技術調査開始</li> <li>・04（同16）年4月、環境影響評価手続開始</li> <li>・本年3月、調達業務などの契約を解除</li> <li>・本年5月、新たな閣議決定により、平成11年の政府方針は廃止</li> </ul>
北部訓練場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・99（平成11）年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設などの後、返還することで日米合同委員会合意</li> <li>・98（同10）年12月～00（同12）年3月、環境調査（過年度調査）</li> <li>・02（同14）年11月～04（同16）年3月、環境調査（継続環境調査）</li> <li>・本年2月、平成11年4月の合意の変更（ヘリ着陸帯を7か所から6か所、造成面積の縮小）について日米合同委員会合意</li> <li>・本年2月、環境影響評価図書の公表</li> <li>・本年4月、環境影響評価図書案に対する意見の概要等を沖縄県知事に送付</li> </ul>
安波訓練場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・98（同10）年12月、全部返還済み（共同使用の解除）</li> </ul>
ギンバル訓練場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き調整中</li> </ul>
楚辺通信所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・99（同11）年4月、アンテナ等の通信設備を含む通信システムなどのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意</li> <li>・本年3月、駐留軍用地特措法適用土地の返還について日米合同委員会合意</li> <li>・本年5月、代替通信施設（通信システムの一部を除く）を提供</li> <li>・本年6月、一部土地（約236㎡）返還</li> <li>・現在、残る通信システムを整備中</li> </ul>
読谷補助飛行場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・99（同11）年10月、パラシュート降下訓練の移転について日米合同委員会合意</li> <li>・02（同14）年10月、楚辺通信所の移設完了後、返還することで日米合同委員会合意</li> <li>・本年5月、一部返還（約140ha）について日米合同委員会合意</li> </ul>
キャンプ桑江	<ul style="list-style-type: none"> <li>・02（同14）年7月、青少年センター提供</li> <li>・03（同15）年3月、一部土地（北側部分：約38ha）返還</li> <li>・昨年1月、海軍病院などの移設・整備について日米合同委員会合意</li> <li>・現在、海軍病院の設計及び工事実施中</li> </ul>
瀬名波通信施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・02（同14）年3月、アンテナ等を含む通信システムなどのトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意</li> <li>・本年5月、代替施設を提供</li> </ul>
牧港補給地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道58号拡幅に伴う返還などについて、関係機関と引き続き調整中</li> </ul>
那覇港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・01（同13）年11月、「那覇港湾施設移設に関する協議会」など3協議会を設置</li> <li>・03（同15）年1月、第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」で代替施設の位置・形状案を確認</li> <li>・03（同15）年7月、平成7年の日米合同委員会において合意された代替施設の位置・形状について修正合意</li> <li>・現在、「那覇港湾施設移設に関する協議会」などにおいて協議中</li> </ul>
住宅統合	<p>（第一段階・ゴルフレンジ地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・99（同11）年4月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意</li> <li>・02（同14）年7月、高層住宅2棟提供</li> </ul> <p>（第二段階・サダ地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・02（同14）年2月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意</li> <li>・昨年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟提供</li> </ul> <p>（第三段階・北谷東地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・04（同16）年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意</li> </ul> <p>・現在、工事実施中</p> <p>（第四段階・普天間地区及びアップーブラザ地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意</li> <li>・現在、工事準備中</li> </ul>

2 訓練及び運用の方法の調整	
事 項	進 捗 状 況
県道104号線越え実弾射撃訓練	・平成9年度に本土の5演習場に移転済み
パラシュート降下訓練	・00(同12)年7月以降、伊江島補助飛行場 <small>いえじま</small> において移転訓練を実施
3 騒音軽減措置の実施	
事 項	進 捗 状 況
KC-130航空機の岩国飛行場への移駐	・97(同9)年2月、山口県、岩国市及び由宇町 <small>ゆゑ</small> は移駐受入容認
嘉手納飛行場の海軍駐機場の移転 <small>かてな</small>	・昨年6月、洗機施設の移転・整備について、日米合同委員会合意 ・現在、海軍駐機場及び洗機施設の移転先における施設整備に係る基本検討などを実施中
嘉手納飛行場における遮音壁 <small>しゃおんへき</small> の設置 <small>かてな</small>	・00(同12)年7月、提供